



# 住宅火災10の心得

火災から尊い命を守る。  
大切な財産を守る。


**1 調理中は、こんろから離れないようにしましょう。**  
住宅火災の出火原因で1番多いのは、こんろによる火災です。



**2 寝たばこは、絶対にやめましょう。**  
たばこの不始末による火災で死者が多く発生しています。




**3 ストープの周りに、物を置かないようにしましょう。**  
ストーブに可燃物が接触し、火災が多く発生しています。




**4 家の周りを整理整頓しましょう。**  
放火予防のため家の周りに燃えやすい物は放置しないようにしましょう。




**5 ライターやマッチを子供の手の届く場所に置かないようにしましょう。**  
火遊びによる火災は毎年100件を超え、子供の死者が発生しています。



**6 コンセントの掃除を心掛けましょう。**  
湿気の多い場所にあるコンセントに、ほこりがたまっていると、火災発生の要因になる場合があります。




**住宅用火災警報器は、10年を目安に機器本体の交換を!**




住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどにより、火災を感知しなくなることがあります。  
設置年月を確認し、**設置から10年を経過したものは、機器本体の交換をしましょう。**


**7 住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう。**  
住宅用火災警報器は、すべての居室・台所・階段に設置しなければなりません。




**8 寝具類やエプロン・カーテンなどは、防災品にしましょう。**  
防災品は、火が接しても着火しにくく、燃え広がるのを防ぎます。



**9 消火器を備え、使い方を覚えましょう。**  
消火器などでの初期消火で火災による被害が大幅に軽減されます。




**10 ご近所一緒に火の用心しましょう。**  
火災を発見したら、大声で周囲に知らせ119番通報しましょう。



**消火器の有効期限**

業務用消火器は概ね10年、**住宅用消火器は概ね5年です。**  
法令に基づいて設置されている消火器で、2011年以前に製造された旧規格消火器は、型式が失効しているため設置が認められませんので注意してください。  
廃棄の際は、販売店か消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください。



**救急出場増加中**

救急車の出場件数は、年々増加しており、令和4年中は36秒に1回の割合で出場していました。  
このため救急車がひっ迫し、要請してもなかなか救急車が来ないという事態になることがありました。  
軽症者の割合は約53%でしたので、救急車を呼ぶか迷った時には#7119に問い合わせるなど、救急車の適正な利用をお願いします。

病院へ行く? 救急車を呼ぶ? 迷ったら...

**#7119**

4画目で発信 圏外でも発信  
こちらからもつながります 多摩地区

03-3212-2323  
042-521-2323

東京消防庁救急相談センター

**令和5年上半期の火災状況**

- 火災件数 …… 2,206件
- 火災による死者 …… 59人  
うち65歳以上 …… 38人
- 火災による負傷者 …… 384人
- 主な火災原因  
1位 たばこ  
2位 放火(疑い含む)  
3位 ガステーブル等

詳しくは東京消防庁ホームページへ

**東京消防**

**検索**



東京消防庁ホームページや東京消防庁公式アプリへはこちらからアクセスできます。

問合せ先

- 石神井消防署 03(3995)0119 下石神井5-16-8
- 関町出張所 03(3920)0119 関町北1-5-14
- 大泉出張所 03(3925)0119 東大泉6-34-44
- 大泉学園出張所 03(3978)0119 大泉学園町1-7-11
- 石神井公園出張所 03(3904)0119 石神井町2-16-1